

## 「2023年度合格目標 全日本社労士公開模試 第3回」から

### 第55回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Eの出題が的中しました!!

#### LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU23610 p. 24 - p. 25]

- 3 厚生年金保険法第 67 条第 1 項では、「配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が  以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、、その支給を停止する。」と規定している。

解答  → ⑩ 1年  
 → ⑲ その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって

#### 本試験出題はこうでした!

第 5 5 回 社労士試験 問題  
【選択式】厚生年金保険法 【空欄E】

- 4 厚生年金保険法第 67 条第 1 項の規定によれば、配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が  以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、その所在が明らかでなくなったときにさかのぼって、その支給を停止する。

解答  → ⑤ 1年



# 実戦答練・公開模試からも的中!